

1. 開催日時 令和5年5月31日(水) 午後1時30分～午後3時40分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

**【農業委員】**

- 1番:杉尾 敏憲 2番:白尾 親昭 3番:岩元 律子 4番:森山 良久  
5番:山下 妙子 6番:市野 たつ子 7番:猶木 悟 8番:市菌 由美子  
9番:大重 孝司 10番:小長野 誠 11番:本村 正一 12番:坂元 廣幸  
13番:牧野田 隆平 14番:松元 信道 15番:平 富士夫 16番:内甕 達也  
17番:西 泰行 18番:宮原 千年 19番:夏田 恒

**【農地利用最適化推進委員】**

- 1番:上福元 克己 2番:長野 洋一 3番:松永 政裕 4番:松元 健一  
5番:池端 隆志 6番:堂前 澄男 7番:橋本 好文 8番:比良 文識  
9番:内村 幸雄 10番:宇都 和義 11番:扇菌 弘行 12番:柚木 利雄

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について
10. 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
11. 議案第9号 始良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正(案)について
12. 議案第10号 始良市農地基本台帳管理規程の一部改正について
13. 議案第11号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
14. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
15. その他

5. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事  
振興係長 ・ 振興係主任主査  
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長 ・ 農政課課長補佐兼始良農林水産係長

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長		<p>ただいまから、令和5年 第2回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、19名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。</p> <p>—— 会務報告 ——</p> <p>まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。</p>
議長		〔事務局 報告〕
	事務局	—— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——
議長		次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委員	『異議なし』
議長		<p>それでは、農業委員5番、農業委員、農業委員6番、農業委員に、お願いいたします。</p> <p>—— 日程第2 会議書記の指名 ——</p>
議長		<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等につ</p>

いては、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願ひいたします。

—— 日程第3 議案第1号(41件) ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から41番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、令和5年5月31日、契約の始期は、令和5年6月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で2件、5年間で25件、10年間で13件、合計41件、67,683㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますので、ご確認いただきたいと思ひます。なお、34番から36番が、農業委員16番、農業委員、37番が、農業委員17番、農業西員、38番と39番が、農業委員13番、農業委員、40番が、農業委員3番、農業委員、41番が、会長に関連する議案がとなっております。つきましては、農業委員会法等に関する法律、第31条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力をよろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から41番について、質疑に入ります。なお、34番から41番については、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から33番について、質疑のある委員は、挙手をお願ひします。

委 員

はい、14番、農業委員です。1番が私の事案で、ご本人とお会ひしたいと、準備をしているところです。この計画が、新規で10年間となっておりますが、農地バンクとすみ分けがあり、統合していきますよとの方向案であると理解しているところです。

	<p>が、市でやっている事からバンクに変わっても、条件は引き継がれるのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地バンクと市の違いがあり、農地バンク中間管理機構では、未相続の場合、相続人の半分以上の同意がなければならず、市の利用権の設定の場合は、契約書との形でやっております。また、中間管理機構は、地区、地区でおこなっておりますので、違いがあります。</p>
委員	<p>違いはわかるのですが、いずれは、中間管理機構に移行されますよと、聞いているわけですので、この1番の場合は、いきなりバンクの方にはできない、とのことですか。</p>
事務局	<p>農地バンクへの切り替えですが、地域計画ができた際には、利用権設定の方はできないとなっておりますが、それが出来るまでの間に契約したものについては、有効となりますので、今から10年については、途中で切り替わることなく、有効となります。物納についても、現在、農政課のほうでも、バンクでやっているところも、このまま有効となるという事であります。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から33番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から33番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、34番から36番の関係者、農業委員16番、農業委員の退席をお願いします。</p>
委員	<p>（委員 退席）</p>

議 長	これより、34番から36番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。  議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、34番から36番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、34番から36番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員16番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、37番の関係者、農業委員17番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、37番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、37番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、37番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員17番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議長	次に、38番と39番の関係者、農業委員13番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議長	これより、38番と39番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、38番と39番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、38番と39番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員13番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議長	次に、40番の関係者、農業委員3番、農業委員の退席をお願いします。

委員	(委員 退席)
議長	これより、40番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、40番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、40番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議長	次の、41番につきましては、私が、議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります農業委員と議長を交代し、私は、退席いたします。
委員	(会長 退席 ・ 農業委員 議長席着席)
議長 (会長職務代理者)	これより、41番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	[質疑・意見なし]
議長 (会長職務代理者)	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、41番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]

<p>議 長 (会長職務代理者)</p>	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、41番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、会長と、議長を交代いたします。会長の、議長席への着席をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(農業委員 議長席退席 ・ 会長 議長席着席)</p> <p>———— 日程第4 議案第2号(5件) ————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は9ページです。今月の申請件数につきましては、5件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考とさせていただきます。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積が、1,398㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、4番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年5月21日、譲受人と申請地で、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は奥さんと二人で水耕をおこなっており、農業用機械も揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が1筆、面積は、2,592㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年5月15日、譲受人と連絡をとり、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と妻、息子、娘との事でありませす。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラ、等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇他1名、申請地は、加治木町小山田の田が1筆と畑が2筆、面積は、合計で、548㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年5月24日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は茂っておりましたが、雑草の除去はできる状態でした。譲受人の労働力は、二人との事でありまます。農業用機械は、軽トラ1台、草払い機3台、管理機は今後購入予定とのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、鍋倉の畑が1筆、面積は、316㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年5月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人の実家の隣であり、316㎡です。労働力は、本人で、農業用機械は、管理機1台、草払い機1台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇他2名、申請地は、平松の田が1筆、面積は、107㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年5月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業用機械は、軽トラ、田植え機は所有しておりますが、他の農機具については、友人から借りて行うとの事でした。また、申請地は、前回5条申請された残りの農地で、現在は草藪であります。今後、整えるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>———— 日程第5 議案第3号(4件) ————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は11ページからとなっております。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田を、令和3年2月19日に、病院との事で5条許許可をとっておりましたが、その後、合筆、地目変更を行って、現在は、蒲生町下久徳の宅地で3筆で、合計11,969.26㎡となっております。こちらの申請地のほうが、合筆等行った関係で、当初の申請地との面積の差が生じております。こちらのほうが、当初予定で駐車場となっていたところに、デイケア施設を建</p>

設することになり、今回、事業計画変更申請が提出されております。こちらのほうが、地目は宅地に変更になっているのですが、当初許可をとっていた病院が出来ていない段階の計画変更であった為、こちらから指導を行い、参考資料の4ページの始末書を提出いただいております。本来ならば、着工する前に、計画変更申請を提出するべきであります。今回すでに着工されているとのことで、このような、違反転用の追認許可で、始末書を添付してもらっておりますが、申請人自らが違反転用をした場合、始末書を添付していただき、申請人以外の、前の所有者等、申請人以外の方が、違反転用を行った場合は、顛末書を添付していただき、追認での許可申請をするようになっております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。その前に、事務局に教えていただきたい点があります。参考資料の1ページになります。斜線部分で水路を挟んだ右側、457-1番地、ここが先ほど事務局から説明がありました通り、駐車場用地との事で、2年程前に許可を出しているわけです。利用目的変更が出されていますが、地目は宅地に変更されております。私の認識しているところでは、目的変更の許可なしでは、法務局では一足飛びには宅地に変更しないと私は教わっています。その辺の経過、利用目的変更から宅地に至る経過を教えていただきたい。また、報告書の中に今まで聞いたことがない市街地設置困難不適當施設との言葉が出てくるのですが、この2点について少し説明をお願いします。

事務局

はい、説明させていただきます。まず1点目の宅地の地目変更に至った経緯ですが、当時、令和3年2月19日付けで、一度、農地法の許可を取っております。申請人がこの許可書を持ち、法務局に行かれ、登記地目変更を申請されたのだと思います。その後、認めるかは法務局の判断になるかと思っておりますので、どのような経緯で宅地と認めたかの経緯については、わかりかねるところ

であります。おそらく、令和3年に許可を取っているので、この許可を添付して、地目変更を申し出たのではないかと考えております。もう1点の、市街地設置困難不適當施設については、当時、令和3年時も、第1種農地での不許可の例外とのことで、市街地設置困難不適當施設で許可を取っているところで、今回も、報告書に記載を頂いております。こちらの内容については、市街地に設置することが困難であるとの施設について、事前に県などに相談したなかで、認められたのではないかと考えております。市街地設置困難というのが、病院とのことで、街の中につくるのが難しいとの事で当時判断があり、許可を取ったとのことでした。以上です。

委員

はい、了解しました。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である市街地施設困難不適當施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地と田、西が宅地と畑、南が宅地と田、北が県道と宅地と田です。申請実現の確実性としてしましては、先程も説明しましたが、始末書もあり、現地調査をした時も、ほぼ施設は完了との状況でもあり確実であります。条件および特記事項は、敷地内排水処理方法について、改良区と協議すること、であります。総合意見としてまして、現地調査委員としてしましては、やむを得ない、とのことで、許可意見としてしました。以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の田が3筆で、合計1,944㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和5年4月10日付け、建売住宅とのことでの5条許可でしたが、隣接地も一体利用した計画へ変更になった為、事業計画変更申請となっております。議案第5号の6番との関連で、5条申請も同時に提出いただいております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、議

	<p>案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市有地、西が宅地、南が水路、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の畑が1筆で、403㎡となっております。こちらの申請地のほうが、令和2年1月10日付け、整備工場の建築とこのことでの5条許可でしたが、隣接地も一体利用した自動車展示場への計画へ変更になった為、事業計画変更申請となっております。議案第5号の13番との関連で、5条申請も同時に提出いただいております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転</p>

	<p>用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆で、283㎡となっております。こちらの申請地のほうが、平成29年7月5日付け、資材置場、事務所、倉庫建築とのことでの4条許可で1筆283㎡のうち86㎡との事で、許可を得ておりましたが、今回、一部でなく全てを転用し、隣接地も一体利用した駐車場への計画へ変更になった為、事業計画変更申請となっております。議案第4号の3番との関連で、4条申請も同時に提出いただいております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約20mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が農道、南が宅地と畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、すでに使用されており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	——— 日程第6 議案第4号(4件) ———
議長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。なお、1番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番の関係者、農業委員1番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議長	それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、13ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。1番については、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限により、農業委員1番、農業委員が関係者となり、議案の議決には、参加できませんので、よろしく申し上げます。 それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町米丸の田が2筆で、767㎡です。農地区分は農用区域内農地で、転用目的は農業用倉庫となっております。既存の農業用倉庫が手狭となり拡張したいとの事です。隣接地と

	<p>の一体利用で、全事業面積は、999.08㎡となります。また、農用地区域内農地である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。現在、農政課のほうで農用地区域内農地の用途変更の申請中であり、この後の、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、農政課より意見照会が来ております。許可の方は、農用地区域内農地の用途区分の変更となつてからの、許可となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、議案第7号、農業振興地域整備計画の用途区分変更についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、2番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が畑、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振用途区分変更を条件としています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。農業委員1番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆で、252㎡です。農地区分は農用地区域内農地ですが、農政課への除外申請中であり、除外後は、第1種農地となる予定であります。転用目的は一般住宅とのことで、始末書が、参考資料の27ページに添付されており、令和4年8月から12月かけて、既存の農機具倉庫を増築リフォームし、申請人の娘が住む住宅を既に建築しているとのことです。今回、追認での申請をしております。除外後が第1種農地とのことで、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。また、現在申請中の農用地区域内農地の除外決定後の許可となります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、除外後は、第1種農地となり集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約290mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が県道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済である為、確実であります。条件および特記事項は、農用地区域からの除外決定後を条件としています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準

	<p>について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆で、232㎡です。農地区分は第3種農地であります。議案第3号、農地転用事業計画変更申請についての4番と、関連のある案件で、隣接地と一体利用で、全事業面積、1,139.69㎡での、貸駐車場として活用したいとの事です。参考資料の16ページに始末書が添付されており、すでに、一部が、貸駐車場として使われているところです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第3号の4番で、農業委員9番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、3番の申請人の母となっております。申請地は、西餅田の田が1筆で、10㎡です。農地区分は第3種農地であります。3番で説明いたしました貸駐車場と一体利用との事です。すでに、一体利用されており、3番と同様に、参考資料の31ページに始末書が添付されております。内容につきましては、先程と同様となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約20mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が農道、南が宅地と畑、北が市道です。申請実</p>

	<p>現の確実性としましては、既に転用済である為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から4番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番と2番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。ここで、休憩に入ります。</p>
	<p>———— 日程第7 議案第5号(18件) ————</p>
議 長	<p>それでは、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から18番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、14ページから18ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件であります。それでは、1番につきまして、ご</p>

	<p>説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、中津野の田が1筆、面積は435㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第1種農地で、転用目的は自己の住宅の建築であります。参考資料の36ページのほうに、顛末書が添付されております。内容としましては、前の所有者が、平成13年8月頃に、5条許可を取っておりましたが、造成のみ行い、そのまま状態であったとの事でした。なお、第1種農地である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p> <p>議長  ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委員  はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が休耕地、西が市道、南が宅地、北が休耕地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>議長  次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局  2番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆、面積は363㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> <p>議長  ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
--	---

委員	<p>はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町米丸の田が1筆、面積は954㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、食肉加工場で、譲受人が現在養鶏業を営む認定農業者で、養鶏場が蒲生町上久徳にあり、そこからアクセスのよい申請地に食肉加工場を建築したいとの、申請であります。農用地区域内農地である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。また、現在、農用地区域内農地の用途変更を農政課の方で手続き中とのことで、こちらの意見照会が、このあとの議案第7号、農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更についての2番で上程しております。許可の方は、用途区分変更が完了した後の許可となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、議案第7号、農業振興地域整備計画の用途区分変更についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、2番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、</p>

	<p>東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振用途区分変更を条件とします。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆、面積は279㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、自己の住宅を建築したいとの事です。参考資料の49ページのほうに、顛末書が添付されております。内容としましては、平成20年3月頃、自己の住宅を建築する予定で、5条許可を受けておりましたが、建築がなされず、今回に至ったとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆、面積は48</p>

	<p>0㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、建売住宅2棟を建築し、販売したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の田が2筆、面積は788㎡となっております。議案第3号、農地転用事業計画変更申請についての2番と一体利用で、全事業面積は、2,732㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、建売住宅11棟を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員12番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の畑が1筆、面積は724㎡となっております。隣接地と一体利用で、全事業面積1,207.8㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。</p>

	<p>転用目的は、5区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約130mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は2,357㎡となっており、隣接の宅地との一体利用の計画で、全体面積は2,362.11㎡となっています。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、クリーニング工場、事務所、駐車場で、譲受人が就労支援を行う法人であり、現在の事業所が、賃貸で、手狭となった為、とのこと。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が山林と宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性としましては、融資</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、池島町の畑が1筆、面積は168㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。参考資料の65ページのほうに、顛末書が添付されております。内容としましては、申請地を相続した時点で、すでにコンクリートにて舗装されていたとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。顛末書が添付されております。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が6筆、面積は、合わせて1,383㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、5区画の宅地造成を行い</p>

	<p>たいとの事です。参考資料の70ページのほうに、顛末書が添付されております。内容としましては、申請地を相続した時点で、すでに申請地には、昭和49年に登記がなされている住宅が建築されていたとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。顛末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町西別府の田が1筆、面積は、404㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地であります。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまし</p>

	<p>て、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町西別府の畑が1筆、面積は、796㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、資材置場で、木材等の集積場で活用したいとの事です。参考資料の79ページのほうに、始末書が添付されております。内容としましては、譲受人が令和2年より、間伐材等の一時置き場として使用し、現在に至っているとの事で、始末書が添付されております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。始末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は、561㎡となっております。議案第3号の3番の申請地と一体利用し、全事業面積は964㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、自動車展示場です。以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>本件につきましては、議案第3号3番で、推進委員6番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、14番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は、489㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、15番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>15番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、北山の田が1筆、面積は、464㎡となっております。賃借権で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、現場事務所と倉庫で、県発注の砂防等工事の為、令和5年12月31日までの一時転用になります。また、一時転用との事で、令和5年12月31日までに、農地に復元すること、の条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年12月31日までの一時転用につき、終了後、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、16番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の畑が1筆、面積は、97㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、山林で、クヌギを植樹栽培し、販売したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地、西が山林、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、17番について、事務局の説明を求めます。
事務局	17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の畑が1筆、面積は、214㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、貸駐車場で、隣接するお寺の参拝者用の駐車場としたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、18番について、事務局の説明を求めます。
事務局	18番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は、674㎡となっております。隣接の用悪水路、宅地との一体利用で、全事業面積は、2,385.55㎡であります。賃借権で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、店舗と駐車場で、コンビニエンスストアを新築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から

	<p>東に、約20mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が市道、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>現地調査委員の皆様方、ご苦労様でした。それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、議案第5号の16番ですが、ここにクヌギを植えるのですか。</p>
事務局	<p>参考資料89ページになりますが、こちらの転用許可地につきましては、以前、同じ譲受人が、資材置場として許可を取っております。以前資材置場で許可を取った場所と今回の申請地は、もともと一筆であったところですが、前回許可を取った際に分筆し、今回分筆した残地につきまして、山林として同じ譲受人が購入されると聞いております。以上です。</p>
委 員	<p>はい、推進委員1番です。議案第5号の3番ですが、食肉加工場をとのことですが、そこには記念碑が建っているのです、どのようになるか教えてください。</p>
事務局	<p>記念碑についてですが、参考資料の40ページの南側の雑種地に記念碑があり、ここは蒲生土地改良区の名義であり、今回の申請地は、この雑種地を通らせてもらうとの事で、改良区と事前に相談しているところですので、記念碑は動かさないことになるかと思えます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番について、原案のとおり許可することに賛成の委</p>

	員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番と3番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号(1件) ———
議長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は19ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所有者は、〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は107㎡となっております。議案第2号の5番で申請があがっていた土地となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後は、畑での畑作を行いたいとのことです。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が里道、北が転用許可地、となっております。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
——— 日程第9 議案第7号(2件) ———	
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。なお、1番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番の関係者、農業委員1番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	(委員 退席)
議 長	それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は20ページになります。今月の意見照会件数につきましては、用途区分変更が2件となっております。なお、1番が農業委員1番の関係する案件となっておりますので、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限によ

	<p>り、議案の裁決に参加できませんので、よろしく願いいたします。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、変更区分は、用途区分の変更。土地の所在は蒲生町米丸の田が2筆で767㎡。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番との関連案件であります。用途区分変更後は、農業用施設との事で、変更申請があがっております。申請理由は、既存の農業用倉庫が手狭となった為、拡張の用途であります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第4号の1番で、推進委員2番、長野委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、原案のとおり承認することに、決定いたしました。農業委員1番、農業委員の、着席をお願いします。</p>
委 員	<p>（委員 着席）</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、こちらも用途区分変更でありまして、土地の所在は、蒲生町米丸の田が1筆で954㎡。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申</p>

	<p>請の処分決定についての、3番との関連案件であります。農業用施設用地への変更申請であります。内容につきましては先程と同じで、農場からのアクセスが便利な為、食肉加工場を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましても、議案第5号の3番で、推進委員2番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第10 議案第8号 ———</p>
議 長	<p>次に、日程第10、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。今回、始期を令和5年6月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、22ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の23ページ</p>

	<p>に添付しておりますのでご確認ください。今回は、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規が5件、更新が2件、の合計7件となっております。申請面積は、新規が4,650㎡、更新が、2,101㎡,合計で、6,751㎡となっております。設定する権利別は、使用貸借権が1件、賃貸借権が6件、となっております。今回の設定地域は、住吉、加治木町小山田、蒲生町米丸地区となっております。ご審議の方、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これより、議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり、決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第11 議案第9号 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第11、議案第9号、始良市農業委員会、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正案について、議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料は別冊になります。それでは、議案第9号、始良市農業委員会、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正案につきまして、ご説明いたします。令和5年4月1日から改正農業委員会法が施行されたことにより、指針の作成が努力義務から必須</p>

へと変更になっております。そこで、これまでの法改正を踏まえた標記指針の参考例が国及び全国農業会議所より示されました。当委員会では、平成29年5月31日に作成し、令和2年5月29日に見直しを行っており、今回は農業経営基盤強化促進法等の改正を踏まえた内容への修正となります。県農業会議に確認したところ、4月1日の改正ですので、既存の指針がない市町村は3月31日までに作成しなければならないが、既存の指針がある市町村に関しては、空白期間はできないので、3月31日でなくてもよいとの事でありました。これまでも、委員の改選等を考慮して、5月に作成をしております。この指針は、農地利用最適化推進の三つの柱、すなわち、遊休農地の解消、担い手の農地利用集積、新規参入の促進につきまして、目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めたものでございます。また、長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である3年ごとに、検証、見直しを行うものでございます。先ずは、資料につきましてご説明させていただきます。1ページから5ページは、今回の指針修正案となり、赤字が、修正、追加した部分となります。また、7ページから11ページは、修正、追加部分に加えて、前回の令和2年に見直した指針が含まれたものになります。1ページ目をご覧ください。先程冒頭で申し上げたことや、法令番号等の修正がなされており、中段には、改正基盤法により策定することになった農業の将来の在り方を示した地域計画のことが追加されております。2ページから5ページにかけては、各項目とも評価方法が追加されておりますが、こちらについては例年、実績の公表等を行っております。また、5ページの最後に「地域計画」の目標を達成するための役割が追加されております。委員の皆さんが日頃活動される際に、列記された内容に心掛けながら取り組んでいただけたらと思います。それでは、数値的な部分の修正ですが、前回との比較があった方が分かりやすいと思いますので、8ページをご覧ください。では、1、遊休農地の発生防止、解消について、の解消目標ですが、管内の農地面積は、ここ5年間で対前年比で1.2パーセントから3パーセントの幅で減となっておりますので、可能な限り減少幅を最小にしたいので、年1.2パーセント減で算定しております。次に、遊休農地面積については、横ばいなし増加傾向であ

り、中々上昇を食い止めるのは厳しいかと思いますが、現状から少しでも減少できるように2パーセント程度の減を目標として、設定しております。また、推進方法にありますように、農地パトロールが新たな遊休農地発生の一歩の抑止に繋がると思っていますので、日常的な実施をよろしく願いいたします。続きまして、9ページの2、担い手への農地利用の集積、集約化についてですが、集積面積については、現状、令和5年3月が511ヘクタールということで、前回目標、令和6年3月の340ヘクタールを上回っていますが、国の担い手への集積目標は集積率8割を掲げておりますので、それに近づくような目標は少しずつ上げております。しかし、農地面積が減少すると予測される中での集積率の増加なので、これについては、3年後には実績に応じた見直しが必要かと思われまます。2の担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法については、引き続きになりますが、農業委員、推進委員の活動目標が詳細に明文化されております。そしてここにも、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画のことが追加されております。続きまして10ページの3、新規参入の促進についてを、ご覧ください。新規参入者数については、始良市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にある、10年間で5経営体を増加する、を参考にしています。なお、取得面積については、直近の1経営体当たり取得面積が平均3.5ヘクタールを基に算出してしております。以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長

これより、議案第9号、始良市農業委員会、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正案について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第9号、始良市農業委員「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正案については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、始良市農業委員「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正案については、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。
	———— 日程第12 ————
議長	次に、日程第12、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。5月は、11件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、5月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	[発言 無]
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	———— 日程第13 ————
議長	次に、日程第13、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	[委員から無し]
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	[作業服の採寸について]

議 長	それでは、以上をもちまして、令和5年、第2回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

## 議事録署名委員

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_